

令和4年度第1回草津市文化振興審議会 会議録

▼日時：

令和4年7月29日（木）15：00-16：45

▼場所：

草津市役所 教育委員会室

▼出席委員：

大塩委員、松本委員、五十川委員、澤委員、富田委員、中村委員、成田委員、涌井委員、内山委員、西村委員

▼欠席委員：

なし

▼事務局：

増田部長、田中副部長、上原課長、岡田課長補佐、松岡主査、木内主任

▼傍聴者：

0名

1. 開会

【教育長挨拶】

令和4年度第1回草津市文化振興審議会に御参加いただきましてありがとうございます。また、日頃から、本市の教育行政に格別の御支援、御協力を賜りまして感謝申し上げます。

さて、ここ数日、新型コロナウイルスの新規感染者数が過去最高になるなどの報道が続いており、学校は夏休みに入りましたが、子供たちの体験・交流活動が制約を受けることを危惧しております。

昨年度の文部科学省の報告書で、子どもの頃の体験がその後の成長に良い影響を与える、という分析結果が公表されました。体験活動には、キャンプ、川あそび等の自然体験、農業、ボランティア等の社会体験、博物館、美術館、音楽や演劇の鑑賞等の文化体験など沢山の種類があります。その中でも、文化体験は、勉強や授業を楽しいと思う意識、自分のことを肯定的に思う意識、将来について前向きな意識など、多くの面で子供たちの健やかな成長に良い影響をもたらすことが明らかになっています。

本市の文化振興計画におきましても、重点プロジェクトの一つとして、次世代文化体験プロジェクトを位置付けています。コロナ禍で多くの体験の場が失われておりますことから、子どもたちの体験の機会を積極的に設けていくことに大きな意義があるのではないかと考えており、教育委員会を初め、地域の団体や企業の皆様、そして各家庭の御協力も得ながら、文化振興の

より一層の充実を図って参りたいと考えているところでございます。

皆様方におかれましては、本市の文化振興について御指導、御協力、また御支援を賜りますことをお願い申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。

これから、2年間の任期、大変お世話になりますどうぞよろしく申し上げます。

2. 委員自己紹介

▼委員自己紹介

▼事務局自己紹介

3. 会長および副会長の選出

委員より事務局提案を求める声あり。

事務局が松本委員を会長に、大塩委員を副会長に推薦し、一同了承。

4. 草津市文化振興審議会の概要

【事務局】

〈資料に基づき説明〉

【松本会長】

条例、計画作りは終わっているのですが、それがきちんと進んでいるかをチェックするのが我々の役割である。

5. 草津市文化振興計画の概要

【事務局】

〈資料に基づき説明〉

【松本会長】

政策を企画、実施し、それがうまくいっているか評価し、その評価をもとにまた計画を練り直すPDCAサイクルによって、文化振興を進めているということだ。

6. 審議事項 文化事業調査結果

【事務局】

〈資料に基づき説明〉

【松本会長】

今後の取組欄のアルファベットは、当審議会が決定したものではなく、担当課が判断している。予算には限りがあるので、効果がなければ、縮小あるいは廃止し、新しい事業を検討すればいい。その判断が、担当課の好みでやってはいけないので、そういう基本的な考え方を作っている。

私から現在の文化を取り巻く政策的環境についてお話をさせていただく。文化振興は、四つの柱、あるいは領域で構成されている。一つは、市民文化政策という視点。これは、社会の少数派の方、例えば、子ども、障害者、外国人、所得の低い方等が、文化にアクセスできるという人権重視の考え方である。

二つは、地域文化政策という視点。これは、同じ自治体の中でも、中心部だけでなく、地域毎に独自の文化が存在するのだから、それぞれの地域の特性に合わせて文化振興を行うべきという考え方である。

これら二つは、人権を重視するという流れにあって、どんな人も平等に、文化にアクセスできる、あるいは水平という立場である。

対してもう一つの流れがある。三つ目の視点は都市文化政策。これは選択と集中だ。これに資源、資金を集中的に投入して取り組むという決意をもって、まちの誇り形成、あるいは都市格の向上を図る考え方である。

四つめは、歴史文化政策の視点である。それぞれの都市が体験してきた歴史を踏まないと、その都市の独自性は語れない。過去があって現在に至るという考え方から、歴史を踏まえた文化政策が欠かせないという考え方である。

これらをバランスよく進めていくのがこれからの自治体文化政策であるが、将来的には文化を生かした地域振興に傾注していく必要があるとも考えている。

草津市文化振興計画の基本方向では、自主性・創造性の尊重、市民文化政策の推進、都市文化政策の推進の三つが柱となっている。市民文化政策と都市文化政策ではベクトルが違う。平等なのか、集中なのか、このバランスが難しい。

この三つを実現するために、重点プロジェクトが設定されている。重点プロジェクトの一つ目は、次世代文化体験プロジェクト。これは、子どもの文化へのアクセスを保障しようというもので、市民文化政策寄りの領域である。これは順調に進んでいて、展開というステージに入っている。

二つ目は、13万人の文化プロジェクト。高齢者、障害者等の文化へのアクセスを保障しようというもので、市民文化政策の領域に含まれる。これも展開という段階に入っており、順調に推移している。

三つ目のふるさと草津の心プロジェクトは、都市格やふるさと意識を向上させる、選択と集中の領域なので都市文化政策に該当するが、これは展開に至らず、研究段階にとどまっている。

今後、私たちが力を入れていくのは、三つ目の都市文化政策であるというのが自然の流れ。より具体的に申し上げますと、計画では、「メディア芸術や生活文化（食、ファッション等）、景観その他も含め、幅広い分野から新しい魅力の創出に繋がるものを重点的に推進する」と謳っている。文化とは、美術館、博物館の展覧会、あるいは文化ホールの演劇やダンスではないのかと思われる方もいらっしゃると思うが、文化政策の対象が広がってきている。ここが、どの自治体でも課題であるし、これからやっていく必要があることを覚えておいて欲しい。

20世紀後半における我が国の文化政策は、箱物づくりに追われていた。まだ施設がなかったので、文化ホールまたは博物館、美術館等を建設していくことが急がれた。バブル経済が崩壊すると、税収がダウンし、箱物をつくる余裕がなくなり、40年使う予定であったのを60年に延命するなど努力を重ねている。要するに20世紀に完成した文化施設をいかに有効的に活用していくか、ということが問われている。

21世紀に入って、文化芸術に関する法律が相次いで生まれた。まず、2001年になって文化芸術振興基本法が議員立法で成立する。これは、振興法なのか基本法なのかという議論はあったが、私自身はできたことに意義があったと振り返っている。国も改善を試みて16年後の2017年に新たな法律として文化芸術基本法を制定し、振興法か基本法かという問題をすっきりさせた。

この法律の中でとても重要な条文が幾つも盛り込まれている。第2条では、文化政策の対象を拡張するということが明記された。狭い意味の文化だけではなく、広い意味の文化にその政策対象を広げていくということだ。

条文を読み進めると、「文化芸術に関する施策の推進にあたっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承発展および創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ」と従来よく言われていることを述べた上で、「観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、その他の各関連分野における施策との有機的連携が図られるように配慮されなければならない」と述べている。これはすごく大きな分水嶺だ。

さらに、文化芸術が基本的人権であることを強く意識していて、年齢、障害の有無、経済的な状況などにかかわらず、等しく文化芸術を鑑賞、参加、創造できることを強調している。

そして、第12条では、生活文化という中に食文化が新たに付け加わった。これには背景があって、ユネスコの無形文化遺産に和食が入ったからである。

ふるさと草津の心プロジェクトに、食、ファッション、景観が入っているのは、こういう法律的な根拠がある。ふるさと草津の心プロジェクトは、研究段階にとどまっているので、これを一層推進していくことを委員として心しておく必要がある。

例えば、市の花である青花がそれに当たると私は考えている。今までどちらかというと、市の農林水産課や農協が市の特産品として力を入れていた。つゆくさの一種で、水に落ちやすいので、着物の下描きの染料として使われた。かつては、栗東でも栽培されていたが、今は草津にしか残っていないので、東京文化財研究所がこれに注目している。つまり、青花の振興というのは、文化遺産の継承だが、地場産業の活性化、あるいはこれを見に来る観光客の誘致、市の誇り形成など、幅広く活用できるのではないかという期待がある。

21世紀に入り、文化芸術に関する法律が続々と制定されてきた。一つは、2003年の地方自治法改正。これによって、公の施設である公立文化施設に指定管理者制度が導入され、民間も管理運営に参画できるようになった。

二つには、2012年の劇場、音楽堂等の活性化に関する法律。通称劇場法である。これによって、今までこれという法的根拠がなかった劇場音楽堂に、これを振興すべきだという根拠が初めて生まれた。

三つには、2018年に行われた文化財保護法の大きな改正。単なる保存継承から地域総ぐるみで活用していく重要性が指摘された。

四つには、2018年の障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定。障害者が文化芸術を鑑賞するだけでなく、創造し発表する機会を広げることが謳われている。

そして、最も新しい法律として2020年に施行されたのが文化観光推進法。正式名称は、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律という。初めて文化観光という概念が導入された法律である。文化観光とは、文化資源の観覧等を通じて文化についての理解を深めることであると述べている。

このように、21世紀になっても続々と文化に関する法律ができており、時代は急激に動いている。文化振興の施策は、もはや20世紀の従来型では対応できないと考えている。これからの任期の2年間、皆さんの御意見を拝聴したい。

【五十川委員】

私が若い頃は、建物や道路が作られる際、その下に埋もれている遺跡遺物、こういうものを何とか守って欲しいという保存運動をやっていた。よく署名運動もしていたが、殆どが敗北であった。

バブルの時代になると、そういうものを手厚く調査するというような体制ができ上がってきた。いわゆる開発に伴う破壊もあったが、景気が悪くなることによって減り、文化庁は組織をつくり拡張してきたのに、それも続けられなくなった。その時に何か次の手を打たなければならぬというときに出てきたのが活用であると私は思っている。先ほど会長がおっしゃったように21世紀の流れに沿ったような動きになってきているのだと思っている。

【澤委員】

文化ホールに関わって30年以上になる。市民と制作しても理解されなかったが、劇場法ができたことで市民と一緒に作ってきた事業が残るとい時代になってきている。

産業との連携であるとか、そういうことを考えながら企画をしており、ミュージカルという総合舞台芸術を通して地域の魅力を紹介していこうと考えている。

そこで、草津の歴史や文化、例えば青花、淡水真珠、クリスマスブーツ等、そういったことをミュージカルにしていって、参加する人も見に来た人も、知って、広めて、伝わっていくという活動をして10年になる。

昔は、企画をしたらそれが何かに繋がったというような手応えだったのが、最近は、法律や計画に基づいて企画することを勉強中である。

【富田委員】

近所の方が青花の苗を持ってきてくれるので、子どもたちが色を出して色々な物に見立て、時には布を浸けてみるという経験の中ですごく成長している。

段々と、子どもたちが体験できる場所や経験できる機会が減ってきている。とても便利で豊かだが、心が動くものに手を入れてみたり、時間をかけるとか、ゆったりした空間がどうしても減っているというのは職場でも喋ることがある。こうした中で、少しでも子どもたちが、草津の中での出会いが広がればよいと思う。

【中村委員】

従来の文化と、食文化、生活文化など、新しい文化との兼ね合いはどうなっていくのだろうかということのを思いながら話を伺った。

先ほど委員がおっしゃられたような子どもたちや、市が進めている体験の機会、それはそれで非常に大切なことだし、初めて出会ったことの意義というものもあると思うが、初めて出会った時の感激や思いが、いかに継続できるまちづくりになっているかということのを危惧している。

我々のやっているような美術、書、彫塑で得られる感動は、子どもたちの生活の中にどれだ

けあるのか。いわゆる旧来の美術と言われてきた範疇では、そういう感動を与える場面はなくなっているのではないか。それは子どもたちだけでなく、働き盛りの人たちにとっても同じである。

文化に親しむ距離感が以前より広がってきていて、一方でそれを縮める努力をしている部分とのせめぎ合いになっているのではないかということを感じた。

【松本委員】

従来型の美術がダメだということではなく、法律の流れとして、新しい文化の領域が広がってきたということを説明させていただいた。

【西村委員】

非常に多くの事業を市で実施されているが、一般市民からすると伝わっていない。もう少し市民に伝わるような情報提供の仕方を考える必要がある。

YouTube を活用した公演のアーカイブ事業を例にとっても、どれだけの人が使って、どう広まっているかという評価をしないと自己満足で終わる。FMくさつと連携し情報発信をしているが、ラジオを聴く人がどれだけいるのか。

本当に伝えないといけない人、知ってもらわないといけない人に伝わるような活動になっていないように思うので、媒体の活用方法も含め議論していければと思っている。

【澤委員】

コロナ禍で公演が中止になった時、YouTube で音楽会を始めたことがきっかけで、公演を見逃した方に向けてコンサートの模様を見ていただくということで実施している。

【内山委員】

私は、自身が関わったり、友人が関わっていることもあって、知っている事業が多いことに驚いたのだが、先ほどおっしゃられたように知らない人が多いということもあると思う。

去年、アーバンデザインセンターが委員の意見でインスタグラムでの発信を取り入れた。行政で SNS は難しいということだったが一石投じられた。

文化庁が茶道の体験を YouTube で行っていた。コロナ禍でできないからこそ取り入れられることがあるのではないかと私は思っている。

私が草津に越してきた時に、大津の隣です、とか草津温泉と間違えないでください、という紹介の仕方をされた。住む時になぜ草津にしたのか、と言われたが、住んでみると色んな物があるし、本陣には 3 回行った。発信を頑張れば、滋賀県一になれると思うので、ぜひこの 2 年間で 1 位になって欲しいなと思っている。

【松本委員】

文化芸術基本法の第 2 条で、国際交流が入っている。今まで国際交流は、市長部局が担当していたと思うが、文化政策の中に入ってきたので、そういった点でも御意見いただきたい。

草津は、住環境がいいが、寝に帰るだけでは駄目なので、文化的なところだというイメージにしていきたいというのが願いである。

【涌井委員】

湖南省には、いもつぶしという伝統料理があるが周りは知らない。新しい文化も重要だが、伝統文化を継承していくことも重要ではないかと感じた。

前の職場で外部から劇団を呼んで毎年演劇をやっていた。外部をどう取り入れて、草津の文化を盛り上げていくかという視点も大事である。

【松本会長】

従来のも文化も大事である。歴史と未来をバランスよくできればと考えている。

【成田委員】

学校では、ふるさと教育が大事だと思っている。青花を育てている方が、学区内に住んでいらっしゃるの、学校でも育てている。

【松本委員】

今、青花を栽培している農家は2軒だけである。他にもNPOが頑張っていて、今後増えていく可能性はある。

【成田委員】

昨年染め体験を行っていて、今年は3年生が全員染めた。それをきっかけに子どもたちが興味を持って市のイベントに親子で参加している。

6年生は、ふるさと学習で、サンヤレ、盆踊りを見せていただいたり、一緒に踊らせてもらっている。一時すごいと思って調べることもあるが、どう続けていくかが課題。もっと深く広く調べたいときに、子どもが分かる資料が殆ど無かった。地元の人に聞いたり色んな方法を子どもたちは考え出そうとするが、そのあたりが深まりにくい一因になっている。

また、琴や尺八の体験をして、子どもたちが習いたくなくても近くに習える場所がない。火はつけられるが、その後どう継続させるかが課題。

青花、サンヤレは、後継者が欲しいという切実な思いをお持ちである。子どもが行うことをきっかけに親にも知ってもらえるので続けていきたいなと思っている。

それぞれの学区の特色を生かした歴史学習をしているが、草津と言えば本陣なので見せてやりたいが距離が遠く難しい。

昔は、近所の方が、蔵を壊す時に昔の道具を学校に寄付してくれていたが、今は場所的な問題で学校に置いておくのが難しくなっている。今後、何がどこにあるか分かり、備品を各学校で回せるシステムがあるといいと思っている。

昨年、狂言のアウトリーチを受け入れて、声の出し方や立ち振る舞い等を学んだ。私自身は急がば回れが、草津発祥の言葉で、草津の誇る言葉なんだということを子どもに伝えていたのがすごく印象に残っている。

それから、情報提供についてだが、学校にはすごい数のチラシが来る。教育委員会や近所の催しに厳選して配らないと、学校の業務が莫大になるし、学校に配っておけば情報提供した気になるのは違うのかなという風に思う。

【大塩委員】

選択と集中、水平と平等それぞれのバランスをとらなければならないのが、今後の課題。

YouTube やラジオは、誰もが見る、聞く、というわけでもないということをおっしゃられたが、世代によって、興味関心が変わってくるわけである。子どもは、関心を持って長く続かないかもしれない。しかし長い目で見て考えるということも大事だと思う。

YouTube を見るような世代は限定されている。そういう人たちは、同じ世代同士で楽しむことで、文化を作っていこうという意欲を持っている。そういう人たちには、それを尊重してあげて、YouTube しか見ない人だけで固まれるような環境を作ってあげることも大事だと思う。

芸術は、特定の特権層だけで独占していたものがだんだん広まっていったというのが世界中の文化のあり方である。特定の人たちだけで楽しむという排他的な組織も重要である。それがなければ、新しい文化が育たない可能性もあるのではないか。そこが選択と集中の考え方のポイントになると思っている。

ふるさと草津の心プロジェクトは、青花をもとにして、食文化、メディア、景観、こういったものを一つに繋ぎ変えていくことが、今後の大きな流れを作っていくことになると感じている。

7. 閉会

【松本会長】

次回、街道交流館と本陣に視察に行きたい。

【事務局】

検討する。